

事務連絡
平成20年6月16日

国土交通大臣指定確認検査機関の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課
建築安全調査室 課長補佐 神谷 剛

指定確認検査機関における適確な確認検査の実施の確保について

建築行政の推進については、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成20年3月31日付事務連絡により、主として指定確認検査機関指定準則の運用についてお知らせしたところですが、その他現在までに質疑等が寄せられた事項並びに適確な確認検査業務の実施の確保のために入念的に周知することが適切と考えられる事項について下記のとおりとりまとめましたので参考としていただければ幸いです。

また、現在、既に確認検査業務の全部又は一部をいわゆる電子申請により実施している機関におかれましては、運用している電子申請の仕組みが適切なものとなっているか等について確認し、必要に応じて改善措置を図る等の措置を行っていただきまうようお願い致します。

記

1. 指定確認検査機関について質疑が寄せられた事項等について（別紙1）

現在までに、指定確認検査機関からの相談、立入検査における質疑等で挙げられた事項で入念的に周知すべきと認めた事項についてとりまとめた。

2. 電子申請による確認検査の実施について（別紙2）

いわゆる電子申請による確認検査業務の実施について、法令上の根拠及び必要な技術的事項等を取りまとめた。

(本件担当)
国土交通省建築指導課建築安全調査
(代)03-5253-8111
神谷(内39540)、上條(内39526)

電子申請による確認検査の実施について

1. 概要

指定確認検査機関における、情報通信の技術を利用した確認検査の申請、引き受け、審査の実施、交付及び処分のお知らせ、図書の保存（以下、「電子申請等」という。）については「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成14年法律第151号。以下「法」という。）その他の関係法令及び告示の定めるところ並びに確認検査業務規程に必要な記載事項（建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第26条第1号、第4号、第7号、第11号、第13号）を定めることにより実施することができる。

2. 根拠法令と規定のポイント

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

- ・ 指定確認検査機関は確認検査に係る申請を電子情報処理組織（以下、「ネットワーク」という。）を使用して行わせることができる（第2条第2号ト、第3条）。
- ・ 指定確認検査機関は確認検査に係る処分のお知らせをネットワークを使用して行うことができる（第2項第7号、第4条第1項）。
- ・ 指定確認検査機関は図書の保存を電磁的記録で行うことができる（第2条第9号、第6条第1項）。
- ・ 確認等の申請書における申請者の署名等は電子署名等をこれに変えることができる（第3条第4項）。

国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号。以下、「省令」という。）

- ・ 電子申請をする者は指定確認検査機関が指定するところにより必要事項について電子署名を行い、電子証明書とともに送信しなければならない（第3条第3項）。
- ・ 電子申請が行われた場合は、書面で申請する場合に提出する必要がある部数の提出があったものと見なす（第3条第7項）。

国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示（平成15年3月20日国土交通省告示第240号。以下、「告示」という。）

- ・ 電子申請で使用する電子計算機の技術的基準（第1条第2項）
- ・ 電子申請で使用する電子証明書（第3条）
- ・ 書面等及び電磁的記録以外の有体物の提出等の方法（第5条第2項）

3. 電子申請による確認検査の実施に必要な事項

- (1) 各申請関係書類と当該書類に電子署名を要する者

申請関係図書のうち、建築基準法において複数の者の押印が必要とされている書面について、書面による申請の場合と同等の証明を代替できるよう、多重署名その他必要な措置を講じる必要がある（省令第7条第1号）。

（複数の者の押印が必要とされている書面の例）

- ・ 確認検査に係る申請書様式 「建築主（代理人）」、「設計者（検査においては工事監理者）」
- ・ 申請における添付図書（1葉毎） 当該図書の「設計者」
- ・ 代理人委任状 「建築主」

(2) 電子申請等に用いる電子計算機の技術的基準等

- ・ 指定確認検査機関が交付等するソフトウェアを用いて指定確認検査機関が交付等又は指定する様式に入力できる機能を備えていること（告示第1条第1項第1号）。
- ・ 指定確認検査機関が使用する電子計算機と通信できること。（告示第1条第1項第2号）
- ・ ネットワークによらず書面等又は電磁的記録を提出する申請者は、指定確認検査機関が申請者に交付する識別番号を表示してしなければならない（告示第1条第3項）。

(3) 電子申請等に使用する電子証明書の要件

- ① 商業登記法第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書（省令第3条第3項第1号）
- ② 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する電子証明書（省令第3条第3項第2号）
- ③ 政府認証基盤ブリッジ認証局と相互認証を行っている認証局が作成したもので、指定確認検査機関が交付するソフトウェア又は指定確認検査機関の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて送信することができ、かつ、指定確認検査機関の使用に係る電子計算機において識別することができるもの（告示第3条第1号）
- ④ その他指定確認検査機関が指定するもの（告示第3条第2号）

(4) 申請受付日時の扱い

- ・ 申請に係る電子データ（ファイル）が指定確認検査機関の電子計算機（サーバ等）に記録された時に到達したものとみなす（法第3条第3項）。従って事前相談、引き受けとの関係、機関及び申請者の計算機内部及びファイルの時刻管理に留意が必要。

4. 確認検査業務規程の記載事項について

ネットワーク又は電磁的記録を使用した確認検査の申請、審査、交付及び処分の通知、図書の保存（以下、「電子申請等」という。）を実施するため、建築基準法に基づく指定

資格検定機関等に関する省令（以下、「指定機関省令」という。）第26条に規定する確認検査業務規程の記載事項のうち、以下の事項についてそれぞれ記載することが必要である。

一 確認検査の業務を行う時間及び休日に関する事項（指定機関省令第26条第1号）
電子申請による確認検査に係る申請について、受け付ける時間その他の制限を設ける場合はその内容

四 確認検査の業務の実施方法に関する事項（指定機関省令第26条第4号）

- ①電子申請等において申請者との連絡、質疑回答、追加説明等をネットワーク等を使用して行う場合はその方法に関する事項
- ②機関が申請者に使用させるソフトウェアを使用して電子申請等を実施する場合は、ソフトウェアの配布、取扱い及び使用に係る制限に関する事項
- ③電子申請等で使用する電子署名及び電子証明書の手続きに関する事項
- ④省令及び告示で使用が認められている電子署名及び電子証明書について、制限を設ける場合はその内容
- ⑤申請書及び添付図書の一部を書面又は電磁的記録で提出させるなど、申請者に対し電子申請の方法について制限を課す場合はその内容

七 確認検査の業務に関する秘密の保持に関する事項（指定機関省令第26条第7号）
電子申請等に係る秘密の保持のために必要な事項

十一 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置に関する事項（指定機関省令第26条第11号）
電子申請等による図書の保存の適確な実施のために必要な事項

十三 その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項（指定機関省令第26条第13号）